

(原修－1)昭和浄水場ポンプ棟防水修繕工事

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 度
甲府市上下水道局

第1章 総 則

1 一般事項

第1条 概 要

本特記仕様書は、(原修-1)昭和浄水場ポンプ棟防水修繕工事に適用する。特記仕様書に特に定めない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事・電気設備・機械設備編)(最新版)」・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事・電気設備・機械設備編)(最新版)」及び「建築工事監理指針(最新版)」並びに甲府市上下水道局職員(以下「監督員」と記す)と協議の上、その指示によるものとする。

第2条 完成期限

着工日から令和9年3月18日まで

第3条 法令等の遵守

本工事の施工に当たり、請負者は関係法規及び、条例、規程等関係諸法令規を遵守しなければならない。

第4条 疑義の解釈

1. 本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、施工するものとする。
2. 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議の上定めるものとする。

第5条 施工について

1. 本特記仕様書及び設計図面に明記されていないものでも、本工事の目的並び工事施工上当然必要なものは監督員と協議の上、請負者の負担で施工しなければならない。
2. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工に当たって常に細心の注意を払い、労働安全衛生法を遵守し公衆及び作業員の安全を図らなければならない。
4. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し遵守しなければならない。
5. 工事場所が隣接又は同一場所において施工する別途工事と競合する場合は、相互に協議、協力して処理しなければならない。
6. 施工においては、事前に施工計画書、材料承諾申請書類、施工図等を監督員に提出し、その承諾を得てから施工するものとする。
7. 建設副産物の処理

工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している施設で適正に処理すること。産業廃棄物管理表(マニフェスト)等により適正に処理し、監督員にその写しを提出すること。また本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページ(計画書・実施書)(EXCEL様式)の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD、DVD等)により監督員に提出するものとする。なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。

URL

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page03060101credas1top.htm>

受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第6条 公害の防止及び施設の保全

請負者は工事施工に当たって、付近の居住者に迷惑がかからぬよう公害の防止に努めなければならない。また、建造物を汚染し、もしくはこれらに損害を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

第7条 保証期間

本工事の保証期間は、10年とする。詳細については別途協議する。

第8条 提出図書類

本工事において請負者は次の書類を提出すること。

1. 承諾図書類

部数 2部

契約締結後速やかに現場代理人を本局に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、施工等に関し詳細に打合せを行い、承諾図書類を提出し、承諾を得ることとする。

承諾図書類は次のとおりとする。

- ① 工事用材料等選定届及び承諾図承諾願
- ② 施工計画書
- ③ 施工図書類
- ④ その他関係図書類
- ⑤ 監督員が指示する図書類

2. 完成図書類

竣工検査用 1部

電子版 1部 (CD-R又はDVD-R)

3. 工事写真

部数 (印刷物1部と電子媒体1枚)

工事写真の取り扱いについて

- ・印刷物は、工事完成・着工前・施工中 (一部抜粋) とする。
- ・電子媒体は、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。
- ・使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限りDVD-Rの使用も可とする。
- ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。
(ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。)
- ・電子媒体には以下の情報を明記すること。(手書きは不可)
 - ① 工事名称
 - ② 工事場所
 - ③ 契約番号
 - ④ 発注者担当部署名称
 - ⑤ 請負者名称
 - ⑥ 作成年月日
 - ⑦ 何枚目/総枚数
 - ⑧ ウイルスチェックに関する情報(チェックソフトの名称とバージョン)
 - ⑨ CD-Rフォーマット形式
 - ⑩ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

- ・ 電子納品される写真データは、エクセル等で編集したものをPDF形式で保存したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。
- ・ 工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。
- ・ 検査に使用する機器の準備と操作は、発注者が行うことを原則とする。
- ・ やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。
- ・ ここに定めないことは、受発注者との協議により決定する。

第9条 準拠規格等

請負者は、次の法令・規則及び規格等を遵守すること。

- 1 建築基準法
- 2 消防法
- 3 労働安全衛生法
- 4 日本工業規格(JIS)
- 5 その他関連法令、条令及び規格

第10条 関連事業者との協力等

請負者は工事施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図ると共に工事限界部分については相互に協力し、全体として支障のない設備とする。

なお、関連事業者との取り合い部分について必要の都度、監督員と十分な協議をするものとする。

第11条 下請け施工体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施工に伴う、公共工事から暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請負施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅延なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能のものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出する

第12条 週休2日制適用工事

- ・ 本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことができる。
- ・ 週休2日制の取組については、施工計画書により提出すること。
- ・ 取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事実施要綱」による。

第13条 工事カルテに関する特記仕様

工事請負代金が500万円以上の場合、受注者は工事实績情報サービス（C O R I N S）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。
- ② 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録

を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合
には変更時登録を行うものとする。

- ④ 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

第14条 その他

本工事の施工区分は、図面及び本特記仕様書に示すとおりであるが、他工事との取合いを十分考慮して施工すること。

第2章 (原修-1)昭和浄水場ポンプ棟防水修繕工事

1 概要

本工事は、昭和浄水場ポンプ棟の防水修繕を行い、施設の維持管理を図るものである。

2 防水仕様

(1) 適用規格

国土交通省 建築改修工事標準仕様書並びに建築工事監理指針準拠

(2) 詳細仕様

① 1階屋上《北側・東側》

高压洗浄（ケレン・清掃共）

平 場：塩ビシート（ $t=2.0\text{mm}$ 機械固定工法[S-M2]）
防滑シート張り（重歩行用）

立 上 り：塩ビシート（ $t=1.5\text{mm}$ 機械固定工法[S-F2]）

脱気筒（SUS製 75m^2 ）、ドレンほか

② 1階屋上《出入口床タイル》

高压洗浄（ケレン・清掃共）

平 場：ウレタン塗膜防水（X-2工法）
防滑シート（重歩行用）

立 上 り：ウレタン塗膜防水（X-2工法）

ほか

③ 1階屋上《屋外階段・西側通路》

高压洗浄（ケレン・清掃共）

平 場・階 段：ウレタン塗膜防水（X-2工法）
防滑シート（重歩行用）

立 上 り：ウレタン塗膜防水（X-2工法）

手摺り壁天端：ウレタン塗膜防水（X-2工法）

補修（アンカービニング工法・樹脂注入工法）

ドレンほか

④ 2階屋上

高压洗浄（ケレン・清掃共）

平 場：塩ビシート（ $t=2.0\text{mm}$ 機械固定工法[S-M2] 高反射シート）

立 上 り：塩ビシート（ $t=1.5\text{mm}$ 機械固定工法[S-F2] 高反射シート）

脱気筒（SUS製 75m^2 ）、ドレンほか

第3章 そ の 他

1 安全管理

(1) 現場内の安全確保

- ア 請負者は、現場内の安全確保を図るため、公共建築設備工事仕様書他、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針等を参考として、常に工事の安全に留意し現場管理を行わなければならない。
- イ 対象施設周辺の住民及び周辺を通行する車両及び通行人への騒音、悪臭等の抑制・防止など安全配慮を徹底して図り、苦情のないようにすること。
- ウ 工事の施工にあたり関連する法令の主なものは次のとおりであるが、これらの諸法令を遵守し、工事の安全かつ円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は請負者において行う。
 - ・労働基準法
 - ・労働安全衛生法
 - ・建設業法
 - ・消防法
 - ・その他
- エ 転落防止のための親綱張り及び荷揚げについては、直接仮設工事に含むものとする。

2 その他

その他不明な点については監督員と協議の上決定すること。